

熊本県公共建築工事積算基準

【改定】	【旧】
<p>(直接工事費)</p> <p>第5 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。</p> <p>(1) 算定の方法</p> <p>算定の方法は、次のイからハによる。</p> <p>イ 材料価格及び機械類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。</p> <p>ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。</p> <p>ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。</p> <p>(2) 単価及び価格</p> <p>算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」（平成19年2月15日付け国営計第145号）による。</p> <p>(3) 数量</p> <p>算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」（平成15年3月31日付け国営計第196号）、電気設備及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」（平成15年3月31日付け国営計第196号）による。</p>	<p>(直接工事費)</p> <p>第5 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。</p> <p>(1) 算定の方法</p> <p>算定の方法は、次のイからハによる。</p> <p>イ 材料価格及び機械類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。</p> <p>ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。</p> <p>ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。</p> <p>(2) 単価及び価格</p> <p>算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」（平成25年3月29日付け、国営計第114号）による。</p> <p>(3) 数量</p> <p>算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」（平成18年3月31日付け、国営計第236号）、電気設備及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」（平成15年3月31日付け国営計第196号）による。</p>